

東こ保発第229号
令和5年9月19日

社会福祉法人 若葉会
理事長 佐藤 宏人 様

東郷町長 井 俣 憲 治

令和5年度特定教育・保育施設等の確認指導監査の結果について（通知）

このことについて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第38条第1項の規定に基づき、令和5年8月17日から太陽わごうこども園（以下「本園」という。）について実施した確認指導監査の結果、下記のとおり指導事項を通知する。

記

1 指導事項

1歳児に対する言葉による不適切保育（以下「当該事案」という。）の原因となった可能性がある主な項目については、次のとおりとする。

なお、聞き取り調査等により確認できた事象について、別紙のとおり作成した。

東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東郷町条例第16号）（以下「条例」とする。）に基づき適切な対応を速やかに実施するよう希求する。

- (1) 職員間での情報共有がないことや職員間における保育に対する意見交換の場がなく、他のクラスにおける不適切保育に気づくことや注意することができない職場環境であることを確認し、このことを起因とし、当該事案につながった可能性がある。よって、条例第21条1項に基づき、園全体として職員間での情報共有などができる勤務体制の整備を実施すること。
- (2) 「不適切保育に関する研修」が全職員対象だったにもかかわらず、一部の職員しか受講していないこと及び、その研修内容が情報共有なされていない。また、一部の職員のみ受講になった理由等の説明がないことを確認し、このことを起因とし、当該事案につながった可能性がある。よって、条例第21条3項に基づき、職員の資質向上のために、研修の機会の確保を実施すること。

2 助言事項

全職員を対象とした事情聴取及び保護者からの聞き取り等から、当該事案の直接的原因とは言えないものの、遠因されるものにつき、次のとおりとする。

なお、聞き取り調査等により確認できた事象につき、別紙のとおり作成したので、助言に基づき適切な対応を速やかに実施するよう求める。

(1) 資質に欠ける人事

管理職として法に抵触はしていないものの、保護者対応や保育士の管理能力に欠けている。

(2) 指揮系統が整っていない

聞き取り調査等において、つじつまの合わない返答があり、本園の保育に関して総責任者が不明な状態である。

(3) 町に提案した子ども一人ひとりの自主性を重んじる教育保育方針との乖離

町に提案した子ども一人ひとりの自主性、自立性におく教育保育方針が実施されず、旧態依然の保育方針を重んじることにより、多くの職員は子ども一人ひとりの様子ではなく、画一的に園児に指導するため、時に命令口調となる。

また、法人と保育教諭間のコミュニケーション不足を起因として、保育教諭の不満となり、園児に対し、不適切な言動となっていることが散見される。

(4) 短期間での退職者が複数人出た原因追究がされていない

開園数か月で複数人の退職者が出ている点につき、その補充がされておらず残った職員が疲弊している。法人はこれら退職者の本意を真摯に探り、職場環境の改善を図る必要性を認識されたい。

3 報告期限

1 及び 2 について、令和 5 年 1 0 月 2 日（月）正午までに別紙により報告すること。

4 今後の対応

本調査の結果に基づき、必要に応じ、専門家等の意見聴取があること、本園への立ち入り調査及び追加指摘事項があることを認識されたい。

5 その他

この指導事項は、東郷町行政手続条例（平成 8 年東郷町条例第 2 0 号）第 2 条第 7 号に規定する行政指導である。

担当 こども未来部
こども保育課保育係
電話 0561-56-0737

○聞き取り調査等の結果による指導事項

別紙

番号	該当事象	状況	指導	根拠法令
1	・保護者が自分の子どもの様子がおかしかったため、ボイスレコーダーで録音したが、園として、園児の様子の変化に気づくことができなかった。	子どもの心身の状況の把握	・子どもの心身の状況を把握することに努める	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 10条
2	・職員間（他クラス）での情報共有がないため、他のクラスにおける不適切保育に気づくことや注意することができなかった。	職員の勤務体制の不備	・職員間での情報共有等ができるような職場環境の整備をすること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の1項
3	・園全体として、保育士間での保育に対する意見交換する機会がない。	職員の勤務体制の不備	・職員間での情報共有等ができるような職場環境の整備をすること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の1項
4	・保育時間中に会議、研修等を行うため、人員不足、業務過多となり、園児に対し指示語が増える。	人員不足による業務過多	・会議や研修の時間帯を改善すること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の1項
5	・管理職に相談するが、相談に対する改善や回答などがなかったため、相談することをあきらめた職員が多い。	職員の勤務体制の不備	・職員からの相談及び質問に対して、迅速な対応ができる職員を管理職にすること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の1項
6	・管理職から保育に関する指示に時間がかかることや相談に関する明確な説明や回答がないこと。	職員の勤務体制の不備	・職員からの相談及び質問に対して、迅速な対応ができる職員を管理職にすること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の1項
7	・管理職から保育に関する指示が変更することが多く、保育業務が増加した。	職員の勤務体制の不備	・職員への指示が的確にできる職員を管理職にすること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の1項

8	・職員配置について、全職員に対して共有がされておらず、協力体制が取りにくい。	職員の勤務体制の不備	・職員間の協力体制を構築すること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の1項
9	・園で行う行事に関する最終決定が遅いため、準備期間が短くなり、保育士の業務負担が増している。	職員の勤務体制の不備	・職員が保育に集中できる職場環境の整備をすること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の1項
10	・職員の意見が業務に反映されていない。	管理職に声が届かない	・現場の職員の声を拾い、目の前の子どもに合わせた保育を行うこと ・タイムスケジュールを見直すこと	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の1項
11	・管理職が園全体の保育を把握し、流れを見る仕組みができていない。	人員不足のため、職員の把握ができていない	・人員確保と各クラスの状況をしっかりと把握すること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の1項
12	・不適切保育の研修が一部の職員のみでしか受講することができなかった。	研修の機会の確保	・職員の資質向上のために、研修の機会を確保すること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の3項
13	・不適切保育の研修報告が園全体で情報共有されていない。	研修の機会の確保	・職員の資質向上のために、研修計画を明確にすること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の3項
14	・職員に研修受講日を事前に知らせていないため、職務に支障が出ることが多く、職員の保育業務が増加した。	研修の機会の確保	・職員の資質向上のために、研修計画を明確にすること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の3項

15	・法人の理念としている保育・教育についての目標設定の根拠が職員全員に共有されず、どのように実施していくのか職員に周知されていない。	研修の機会の確保	・職員の資質向上のために、研修の機会を確保すること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の3項
16	・職員に対して、法人の方針が理解されるような対策を講じていない。	研修の機会の確保	・職員の資質向上のために、研修の機会を確保すること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 21条の3項
17	・大声での指導やきつい言葉を使っている職員が多数いる。	虐待等の禁止	・虐待等に関する正しい知識と対策について、職員に周知すること	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 25条
18	・職員、保護者の相談窓口がない。	苦情解決への必要な措置	・窓口は一つにし、即答できる体制を整えるにしているは ずが、機能していない	東郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 30条1項

○聞き取り調査等の結果による助言事項

別紙

番号	該当事象	内容	助言
1	資質に欠ける人事	・管理職として法に抵触はしていないものの、保護者対応や保育士の管理能力に欠けている。	・適切な人事を行うこと
2	指揮系統が整っていない	・聞き取り調査等でつじつまの合わない返答があり、太陽わごうこども園の保育に関して総責任者が不明な状態である。	・指揮系統の確立をすること
3	町に提案した子ども一人ひとりの自主性を重んじる教育保育方針との乖離	・町に提案した子ども一人ひとりの自主性、自立性に重きをおく教育保育方針が実施されず、旧態依然の保育方針を重んじることにより、多くの職員は子ども一人ひとりの様子ではなく、画一的に園児に指導するため、時に命令口調となる。 ・法人と保育教諭間のコミュニケーション不足を起因として、保育教諭の不満となり、園児に対し、不適切な言動となっていることが散見される。	・子どもの主体の保育教育を実施すること ・法人の教育保育について、職員に周知すること
4	短期間での退職者が複数人出た原因追及がされていない	・開園数か月で複数人の退職者が出ている点につき、その補充がされておらず残った職員が疲弊している。 ・法人はこれら退職者の本意を真摯に探り、職場環境の改善を図る必要性を認識されたい。	・職員の補充をすること ・職場環境の改善を図ること